

B. 防犯・防災

1. 防犯灯設置事業補助

■ 事業の趣旨

地域住民が利用する生活道路等において、夜間における歩行者や自転車利用者の通行の安全性の確保を図り、犯罪や事故の未然防止に資するため、町内会（行政連絡区域を含む。以下同じ。）が実施する防犯灯設置事業に要する経費の一部を補助するものです。

■ 事業主体 町内会です。

■ 補助制度の内容

LED防犯灯補助金制度

下表のとおりLED防犯灯の設置に要する経費を補助します。（円未満切捨）

	補助率	補助金の限度額
新しく柱等を建てて設置する場合 （例：関西電力の電柱等ではなく、柱を新設する必要がある）	1 / 2	1か所につき 40,000円
既設の電柱等に設置する場合 （既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合を含む）	1 / 2	1か所につき 20,000円

※申請書は、事業実施の1か月前までに提出してください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

総合政策部 危機管理課（1階）

TEL 077-561-2325まで

2. 自主防災組織の補助

(1) 町内会の自主防災活動補助（自主防災組織事業補助金）

■ 事業の趣旨

地域住民が自主的な防災活動の促進を図り、コミュニティの振興を図ることを目的として自主防災組織を結成して実施する事業に要する経費の一部を補助するものです。

■ 事業主体 自主防災組織・自衛消防隊を組織している町内会です。

■ 補助制度の内容(交付決定以前に購入された備品は補助対象外となります。)

① 運営事業補助

補助の割合	定 額 10/10
補助限度額	19,000 円
対象物品	—

② 備品等購入事業補助

補助の割合	事業費の 1/2
補助限度額	500,000 円（千円未満切捨）
対象物品	小型動力ポンプ、浄水装置

③ 備品等購入事業補助

補助の割合	事業費の 1/2
補助限度額	200,000 円（限度額については、④とあわせて 200,000 円）（千円未満切捨）
対象物品	消火栓器具(消防用ホース、器具収納庫含む)、消火器（中身の詰替、リサイクルシールは対象外）、組立式水槽、軽可搬式動力ポンプ、消火用バケツ、発電機、投光器、コードリール、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、救助用工具（工具袋・油圧式ジャッキ・番線カッター・バール・斧・鉄ハンマー・折込鋸）、救急セット（医療品のみの購入は除く）、担架、車椅子、AED、ヘルメット、法被、ジャンパー、腕章、活動服一式(消火活動用)、消防用長靴、チェーンソー・エンジンカッター保護衣一式（保護メガネ、ゴーグル、耐切創用手袋、下肢の切創防止用保護衣、耐熱・難燃性のある保護衣）、携帯用無線機、トランシーバー、携帯拡声器、防災スピーカー(設置工事費含む)、資機材倉庫（設置工事費含む）、鍋、釜類、かまどベンチ(製作に要する経費含む)、炊飯装置、ガスコンロ(屋外対応)、テント、仮設トイレ、リヤカー、避難誘導棒、安全コーン、隊旗、誘導旗、のぼり旗、脚立、はしご、エレベータ用防災セット(中身のみの購入は除く)、その他市長が特に認めるもの

④ 防災啓発事業

補助の割合	事業費の 1/2
補助限度額	200,000 円（限度額については、③とあわせて 200,000 円）（千円未満切捨）
対象物品	防災啓発誌等（自ら企画立案したもの。）作成に係る印刷製本費等（防災マップやカレンダー等全戸配布するものに限る。）

⑤ 滋賀県自治振興交付金対象防災備品等購入事業

補助の割合	市補助金額の 1/2
補助限度額	300,000 円（千円未満切捨）
対象物品	<ul style="list-style-type: none"> ◆消火用資機材：組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ 等 ◆救助用資機材：携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ 等 ◆その他：炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計 等
※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず救助用資機材を 1 品目購入し、事業費が 30 万円以上になること。 ・県事業による補助を受けられるのは 1 回限りとなっています。（2 回受けることができません。）

注) ⑤滋賀県自治振興交付金対象防災備品等購入事業については、前年度中に申請の意思表示を行うことが条件になっておりますので、補助を希望される場合は、事前に御相談ください。

(購入例 その1)

① 運営費	19,000 円
③ チェーンソー・発電機 (200,000 + 250,000) = 450,000 × 1/2 = 225,000	200,000 円 (限度額 200,000 円)
補助合計額	219,000 円

(購入例 その2)

① 運営費	19,000 円
③ 資機材倉庫 (165,000) × 1/2 = 82,500	82,000 円
④ 防災啓発誌 (55,000) × 1/2 = 27,500	27,000 円
補助合計額	128,000 円

(購入例 その3)

① 運営費	19,000 円
② 小型動力ポンプ (1,500,000) × 1/3 = 500,000	500,000 円 (限度額 500,000 円)
③ 投光器 (55,000) × 1/2 = 27,500	27,000 円
補助合計額	546,000 円

(購入例 その4)

① 運営費	19,000 円
③ 消防用ホース・消火栓器具収納庫・ヘルメット×15 (276,000+24,000+22,500) = 322,500×1/2 = 161,250	161,000 円 (限度額 200,000 円)
補助合計額 (千円未満切捨)	180,000 円

■くわしくは (お問い合わせ先)

総合政策部 危機管理課 (1階)

TEL 077-561-2325まで

(2) 学区の自主防災活動補助（減災協働コミュニティ推進事業補助金）

■ 事業の趣旨

地域住民が自主的な防災活動の促進を図り、コミュニティの振興を図ることを目的として学区を基本とした団体が実施する防災・減災事業に要する経費を補助するものです。

■ **事業主体** まちづくり協議会、社会福祉協議会等です。

■ 補助対象および補助金額

補助の割合	経費の1/2
補助限度額	50,000 円（千円未満切捨）
対象経費	防災訓練または防災講座に要する次の経費 ・消耗品費、材料費（炊出材料含む）、施設・備品使用料、講師謝金（お茶代含む） ・防災啓発誌等作成、地区防災計画および計画に基づく地図等に係る印刷製本費（啓発物品、資料の購入は除く）

※ 補助金の交付は、1学区に対して年1回とします。

■ 補助対象とならないものの例

地域の創意工夫による事業実施を推進するため、幅広く補助対象としますが、補助制度の基本理念を逸脱するものは補助対象となりませんので、下記を参考にしてください。

補助の対象とならないもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・旅費、交通費、施設入館料等 ・訓練・研修時のお茶・弁当代 ・講師手土産代 ・防災運動会などの賞品 ・備品や道具、それらを保管する防災倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食糧品 ・訓練の参加賞 ・まちづくりセンターで貸出可能な備品 ・保険代 ・定期的に発刊している地域の広報紙

※ 各町内会が所有する防災備品を上手く活用するのも良い訓練となります。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

総合政策部 危機管理課（1階）

TEL 077-561-2325まで

3. 街頭防犯カメラ設置補助

■ 事業の趣旨

子どもを狙った誘拐事件等が全国的に発生している中、いかにして効果的な防犯活動を実施していくかということが大きな課題となっています。

防犯カメラの設置による犯罪抑止力の向上はもとより、危険箇所の調査や防犯カメラの設置場所の検討を通して、防犯意識の向上と、防犯活動の活性化を図り、犯罪が起りにくい街づくりを支援します。

■ 事業主体 まちづくり協議会、町内会です。

■ 補助制度の内容

補助要件	犯罪の起こりやすい危険箇所を調査したうえ、その成果を小学校区ごとに取りまとめた学区別防犯マップ（たたき台含む）を作成し、危険箇所の把握ができていないこと、また、既に防犯マップを作成している学区は、防犯パトロール等を実施いただくことが補助要件です。
補助対象経費	防犯カメラ・記録装置・明示看板およびその設置または更新にかかる経費（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等を除く。）
補助限度額	300,000円
補助割合	10/10
補助台数	市全体で14台
申請方法	危険箇所等の調査結果に基づき、防犯カメラの設置を要する場所について、学区内の意見をとりまとめた上、学区に配分された台数の枠内で管理主体となる団体から申請してください。令和7年度の台数配分は別途御案内します。
留意事項	記録された映像の閲覧方法はカメラごとに異なります。映像の閲覧にカメラ以外の機器（モニターやパソコン等）が必要な機種を購入される場合は、町内会等で必要な機器が準備されているか確認の上で申請してください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

総合政策部 危機管理課 （1階）

TEL 077-561-2325まで